

平成24年11月30日

平成24年（行ヒ）第116号

原判決の表示 東京高等裁判所平成23年（行コ）第150号（平成23年11月17日判決）

申立人 京都農業協同組合

相手方 国

同補助参加人 京都農業協同組合労働組合

同補助参加人 京都府農業協同組合労働組合連合会

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

#### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年11月30日

最高裁判所第二小法廷